

青森県報

第六百二号

令和五年
四月二十一日
(金曜日)

規 則

正 誤

○令和五年三月三十一日号外第三十七号選挙管理委員会中：

(選挙管理
委員長会
事務局) …… 六

青森県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十六号

青森県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則

青森県地方独立行政法人法施行細則(平成二十年三月青森県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第九条中「に定める」の下に「行政コスト計算書(公立大学法人を除く。)、純資産変動計算書及び」を加え、「及び行政サービス実施コスト計算書」を削る。

第十二条第四項第二号中「第四号」を「第五号」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第二号の意見があるときは、事業報告書(会計に関する部分を除く。)の内容と財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の青森県地方独立行政法人法施行細則第九条の規定は、令和四年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表から適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。

告 示

目 次

○青森県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則(行政経営課) …… 一

告 示

○介護保険法による居宅サービス事業者の指定 …… (高齢福祉保険課) …… 二

○介護保険法による介護予防サービス事業者の指定 …… (同) …… 二

○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出 …… (障害福祉課) …… 二

○証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更 …… (会計管理課) …… 二

○証紙売りさばきの廃止 …… (同) …… 三

公 告

○政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表 …… (総務学事課) …… 三

○農用地利用配分計画の認可 …… (構造政策課) …… 三

○建設業者の許可の取消し …… (三八地域県民局) …… 四

○右 同 …… (同) …… 五

○右 同 …… (同) …… 五

出 先 機 関

○土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定 …… (上北地域県民局) …… 六

青森県告示第三百二十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和五年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

合同会社 SORA	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所		訪問看護	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	指定年月日
	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所					
	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所		訪問看護			
	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所		訪問看護			

青森県告示第三百二十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

令和五年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

合同会社 SORA	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所		訪問看護	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指定年月日
	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所					
	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所		訪問看護			
	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所		訪問看護			

青森県告示第三百二十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和五年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人あーるど	名称	主たる事務所の所在地		障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
	名称	主たる事務所の所在地				
	名称	主たる事務所の所在地		居宅介護		
	名称	主たる事務所の所在地		居宅介護		

青森県告示第三百二十五号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	住所	名称	変更年月日
変更前	弘前市大字上白銀町一の一	弘前市職員組合	令和五・三・三
変更後	弘前市大字上白銀町一の一	弘前市職員組合	令和五・三・三
変更後	弘前市大字上白銀町一の一	弘前市職員組合	令和五・三・三

青森県告示第三百十六号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から令和五年四月一日をもって青森県収入証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があったので、青森県証紙条例(昭和三十九年四月青森県条例第十号)第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び氏名
八戸市小中野二丁目一の一〇
宮澤 ウメ
- 二 売りさばき場所
八戸市小中野二丁目一の一〇

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

令和五年一月から同年三月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

令和五年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

農用地利用配分計画の認可

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和四年法律第五十六号)附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第二条の規定による改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一百一号)第十八

条第一項の規定により、農用地利用配分計画を令和五年四月二十一日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。

令和五年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地
工藤 保春	弘前市	弘前市大字十腰内字猿沢三九一の二
高橋 健一	黒石市	黒石市大字牡丹平字木田橋一七
高橋 健一	黒石市	黒石市大字牡丹平字木田橋五三ほか三筆
高橋 健一	黒石市	黒石市大字東野添字漆原新田七ほか三筆
山口 知治	平川市	平川市新屋町松下一一八の一ほか一筆
有限会社奈良岡ファーム	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町大字福島字東田二二ほか四筆
有限会社奈良岡ファーム	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町大字福島字富田八二ほか一筆
笹森 雅也	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町大字徳下字滝本一一八
有限会社奈良岡ファーム	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町大字福島字富田一三ほか五筆
有限会社奈良岡ファーム	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町大字福島字富田八ほか四筆
須藤 和	南津軽郡田舎館村	南津軽郡田舎館村大字大袋字松下一一六の二ほか八筆

有限会社奈良岡 ファーム	南津軽郡藤崎町	南津軽郡田舎館村大字東光寺字安田五 二の四ほか五筆
高根 晃	三戸郡新郷村	三戸郡新郷村大字戸来字向落合五九の うち
高根 晃	三戸郡新郷村	三戸郡新郷村大字戸来字向落合五九の うち
小田桐 英樹	五所川原市	五所川原市大字松野木字蓑捨八二
小田桐 英樹	五所川原市	五所川原市大字水野尾字宮井二八八ほ か三筆
小田桐 英樹	五所川原市	五所川原市大字水野尾字宮井二九五ほ か三筆
小田桐 英樹	五所川原市	五所川原市大字福山字広富二九一ほか 三筆
小田桐 英樹	五所川原市	五所川原市大字神山字叢走二二一ほか 四筆
有限会社耕心農場	北津軽郡鶴田町	北津軽郡鶴田町大字大巻字鳥林二〇〇 の一のうちほか三筆
中村 睦子	青森市	北津軽郡中泊町大字宮野沢字蛭澤二八 五の一ほか二筆
漆坂 勝男	十和田市	十和田市大字奥瀬字大堀平一一五
竹ヶ原 慶伸	十和田市	十和田市大字相坂字小林四九七の二
小笠原 通則栄	十和田市	十和田市大字八斗沢字家ノ下三〇四の 一ほか一筆
戸来 直城	十和田市	三沢市大字三沢字淋代平二六四六
ジョイント・ ファーム株式会社	三沢市	三沢市大字三沢字園沢六二の一ほか十 筆
戸来 直城	十和田市	三沢市大字三沢字淋代平一一六の二三 五七ほか二筆
戸来 直城	十和田市	三沢市大字三沢字淋代平一五七四

大森 将範	三沢市	三沢市大字三沢字淋代平一一六の二二 七五ほか二筆
大森 将範	三沢市	三沢市大字三沢字淋代平一九五五の一
戸来 直城	十和田市	三沢市大字三沢字淋代平一二九二ほか 二筆
戸来 直城	十和田市	三沢市大字三沢字淋代平一七七一ほか 十筆
戸来 直城	十和田市	三沢市大字三沢字淋代平一一六の二〇 九七ほか一筆
月館 啓三	三沢市	三沢市大字三沢字淋代平二五三六
山内 一哉	上北郡六戸町	上北郡六戸町大字上吉田字長谷五九ほ か一筆
蛭名 一満	上北郡おいらせ町	上北郡おいらせ町小前谷地一三ほか四 筆

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社堀内工務店
- 二 代表者の氏名 川村元一
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡南部町大字大向字後渡六二の五
- 四 許可番号 青森県知事許可（特―三）第三〇〇三九六号
- 五 取消年月日 令和五年三月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る特定建設

業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年二月三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社コムカイミニボンブ

二 代表者の氏名 小向龍悦

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字市川町字高屋敷一八の一

四 許可番号 青森県知事許可（般―四）第一六〇七一号

五 取消年月日 令和五年三月二十九日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年三月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 穂積建設工業株式会社

二 代表者の氏名 石亀晶丈

三 主たる営業所の所在地 八戸市売市三丁目二の一六

四 許可番号 青森県知事許可（特―四）第九九九号

五 取消年月日 令和五年三月三十一日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年三月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 秀工堂

二 氏名 山本義秀

三 主たる営業所の所在地 つがる市木造浮巢三九の一六

四 許可番号 青森県知事許可（般―三―）第四〇〇二六四号

五 取消年月日 令和五年三月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道

施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和四年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出先機関

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、榎林土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第四十八条第九項において準用する同法第九条第一項の規定により、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に上北地域県民局長に異議を申し出ることができる。

令和五年四月二十一日

上北地域県民局長 雪 森 正 三

選挙管理委員会事務局

令和五・三三 号外第三七号	青森県選挙管理委員会告示	第一三号	二	上	二〇	二六、七六〇人	二六、七六一人
発行年月日	区分	番号	ページ	段	行	誤	正

一 縦覧に供する種類

1 土地改良事業計画書の写し

2 定款の写し

二 縦覧の期間

令和五年四月二十四日から同年五月二十四日まで

三 縦覧の場所

七戸町役場

正

誤

(発行所・発行人)
青森市長 島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭